

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：公衆衛生費 目：食品衛生指導費

事業名 健康と食の情報発信推進事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 生活衛生課 食品安全対策係 電話番号：058-272-1111 (内 2564)

E-mail： c11222@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 426 千円 (前年度予算額：324 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	324	0	0	0	0	0	0	0	324
要求額	426	0	0	0	0	0	0	0	426
決定額	426	0	0	0	0	0	0	0	426

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

健康増進法第65条(誇大広告の禁止に係る勧告、措置命令)の権限について、平成28年4月1日より知事へ移譲された。県では、岐阜県健康増進法事務処理要領に基づき、食品として販売される物に関して健康の保持増進効果等について、著しく事実に相違し又は著しく人を誤認させる表示の監視指導を実施している。

健康志向の高まりから、商品のPOP表示やインターネット等を利用した広告・宣伝も活発に行われており、実際には表示どおりの健康保持増進効果等を有しない食品であるにもかかわらず、消費者が表示された効果を期待して摂取し続け、適切な診療機会を逸してしまう事態を防止することを目的としている。

(2) 事業内容

①健康増進法第65条(虚偽誇大広告表示)の調査業務

・端緒処理→情報の整理・区分→事件調査→調査報告書の作成→措置案の検討→措置→事件の終結(保健所、県)

②虚偽誇大表示等の監視・指導・相談

- ・ 個別相談（保健所、県）
- ・ 合同監視指導（保健所）
- ・ 食品業者等への指導・普及啓発（保健所、県）

（３） 県負担・補助率の考え方

健康増進法第 66 条において都道府県知事は、65 条第 1 項の規定に違反して表示した者に対し、勧告をすることができる。

健康増進法に定められた県が行うべき業務であり、商品への適切な広告等が実施されることは、県民の健康づくりを推進するものであることから、県が実施することは妥当である。

（４） 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
旅費	84	業務旅費
消耗品費	80	事務消耗品
印刷製本費	168	
通信運搬費	94	電話
合計	426	

決定額の考え方

4 参考事項

（１） 各種計画での位置づけ

岐阜県食品安全行動基本計画（第 4 期）

（２） 国・他県の状況

健康日本 21（第 2 次）

（３） 後年度の財政負担

食品関連事業者等への食品表示の周知及び県計画の目標達成をめざして継続実施が必要である。

事業評価調査（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 健康増進法に基づき、食品関連事業者から正しい情報を県民に適切に発信する食環境整備を行うため、食品の広告等の適正化についての監視・指導を行う。
 健康増進法違反を発見した際に迅速かつ適正な処理を行えるように体制を整備する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 <small>（前々年度末時点）</small>	目 標	達成率
食品表示合同監視立ち入り店舗数	(H)	392 (H29)	371 (H30)	546 (R1)	300 (R3)	182%

○指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

(1) 個別相談等指導件数
 各保健所・生活衛生課による個別相談 1,207 件

(2) 合同監視による監視・指導（各保健所栄養指導員による監視）
 監視店舗 546 店舗 調査品目 20,601 品 不適正表示品目 120 品

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
 食品業者等に対し、適切な表示がされるよう相談指導を行うとともに、不適切な表示を発見した場合は、改善するように速やかに指導した。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い 	
(評価)	健康増進法第31条の規定に基づく誇大表示の禁止に係る勧告・命令について、都道府県知事等に事務権限が移譲された。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	546店舗、20,601品目の調査を行った。不適正表示のある商品は120品目(0.6%)であり、全てに対し、食品業者等に指導を行った。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある 	
(評価)	他法令担当と連携を図り、「食品表示適正化強化月間」を定め、集中的に監視を行っている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 <p>平成28年度より健康増進法「誇大表示の禁止に係る勧告・命令」が都道府県に移譲された。相談・監視・指導業務を強化する必要があるとともに、健康増進法違反事案について、迅速かつ適正な処理を実施することができるよう体制を整備する必要がある。</p>

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか <p>一般消費者の利益保護など食品関連事業者から正しい情報を県民に適切に発信する食環境整備を行うことは重要であり、引き続き継続した事業実施が必要である。</p>

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【○○課】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	

